

大阪府新規就農者育成方針

令和5年3月1日 策定

令和7年2月25日 一部改正

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

(1) 現状・課題

大阪府では、平成27年度から令和2年度までの5年間で約17%の農業経営体が減少し、農業産出額も約9%減少している。このような中、「重要な産業」として大阪農業の振興を図るためには、農業生産の主力となる農業者の経営強化はもとより、新規就農者の確保・育成や企業の参入促進が重要な課題となっている。

(2) 目標

大阪府では、令和4年3月に策定した「おおさか農政アクションプラン」において、力強い大阪農業の実現に向けて、農業産出額増加を政策目標に掲げており、その達成に向けて令和4年度からの5年間で、新規就農者70名、新規参入企業30社を確保・育成することを目標としている。

2 新規就農者の確保・育成に向けたサポート内容

(1) 就農希望者に対する支援（相談）

就農相談のワンストップ窓口である「大阪農業つなぐセンター」において、就農を希望する者に対して市町村とのマッチングや受入農家など研修先の紹介、農地の確保に向けた農地中間管理機構や市町村・農業委員会との調整などを行う。

また、研修期間中の資金助成を希望する者に対しては、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を活用した支援を行うとともに、青年等就農計画制度の活用を働きかけ、市町村等と連携して、計画作成にあたっての助言・指導を行うことで、円滑に就農できるよう支援する。

(2) 就農希望者に対する支援（技術習得から就農）

市町村やJAと連携し、地域の農業者による技術指導と農業経営・販売等の座学研修を併せた品目特化型の実践研修「大阪産（もん）スタートアカデミー」を開講するなど、新規就農に必要な知識と技術の習得から、農地の確保や就農計画の作成等も含めた総合的な支援を実施し、修了後もさらなる技術習得を希望する者に対しては、研修先の紹介等のフォローアップを行う。

また、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校において、2年間の農業技術教育（養成科）や、約1年間週1回程度の短期間の農業技術研修（短期プロ農家養成研修集中講座）を実施し、就農希望者の技術習得につなげる。

(3) 就農後の支援

円滑な経営開始と経営の早期安定化を図り将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、青年等就農資金や新規就農者育成総合対策（経営開始資金）等の各種支援策を講じることにより、就農計画の目標達成を支援する。

また、企業に対しては、参入後の早期経営安定に向けた生産・経営指導などを行う「参入定着アドバイザー」を配置し、参入から定着までを一貫して支援する。

さらに、認定農業者制度を活用し、就農後に経営拡大意向を有する農業者に対しては、経営コンサル

タントの派遣等により経営改善を支援する。

3 初期投資促進事業および経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するために大阪府が独自に設定する要件

特になし

4 初期投資促進事業および経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる道府県加算ポイント（以下、「府ポイント」と称する）の設定

以下の表のとおり

| | 要件 | 府ポイント |
|----|--|------------------------------------|
| 1 | <p>府が実施または推奨する研修および、それらと同等の内容であると認められる研修機関での研修を卒業・修了していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校 養成科 ・新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金の研修機関として府の認定を受けた研修 ・大阪産（もん）スタートアカデミー ・府内国版認定農業者もしくは大阪府「農の匠」の元での研修（年間150日以上かつ年間1,200時間以上） ・その他、上記4項目と同等の水準であると府がみなす研修 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校 短期プロ農家養成研修集中講座 ・その他、上記と同等の水準であると府がみなす研修 | <p>3点</p> <p>2点</p> <p>満点 (3点)</p> |
| 2 | <p>親元就農の場合、親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること</p> <p>満点</p> | <p>2点</p> <p>(2点)</p> |
| 3 | <p>経営開始1年目から以下のいずれかについて取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府の振興品目（なにわ特産品、大阪産（もん）グローアッププランの品目（いちご、えだまめ、ぶどう、なす、しゅんぎく）、花き、有機農産物）を経営延べ面積の過半以上栽培すること ・高品質や高収量、省力化生産、脱炭素等の実現に向けたスマート農業技術の導入 <p>満点</p> | <p>2点</p> <p>2点</p> <p>(4点)</p> |
| 合計 | | 7点 |

- ・1と2を両方満たす場合は、ポイントの高い方を適用する。
- ・最終的な申請者の府ポイントは府の持ち点を按分して算定する。

- ・按分により生じた小数点は、府の持ち点の範囲内において、府ポイントの合計点が高いものから順に四捨五入により処理することとし、合計点が同じものは国費負担額の小さいものから順に処理する。
- ・上記による処理を行った上で、残った府の持ち点については府ポイントの合計点が高いものから順に1ポイントずつ加算していく。合計点が同じものは国費負担額の小さいものから順に加算する。